

## ○川口市行政評価外部評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、川口市行政評価実施要綱第6条の規定に基づき、川口市行政評価外部評価委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 外部評価を実施することにより、行政評価の客観性及び透明性を確保するとともに、効率的かつ効果的な市政運営を推進する。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が実施した行政評価結果について、市民の視点で評価を行う。
- (2) 行政評価制度の改善について、意見を述べる。

### (組織)

第4条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 公募市民

3 委員の任期は3年とする。

4 再任については、これを妨げない。ただし、公募市民は原則再任を認めないが、公募により適任者が選任されなかった場合及び引き続き同一の委員が実施する必要がある場合などは、この限りではない。

5 任期途中で委員が退任した場合は、新たな委員を補充するものとし、その委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 委員長は、会議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。この場合、部会に部会長を置き、原則として第4条第2項に定める学識経験者がこれにあたる。

(報償)

第7条 委員には報償として、一回あたり7,200円を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部企画経営課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置及び運用に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月7日から施行する。

(平成22年度において委嘱する委員の任期の特例)

- 2 平成22年度において委嘱する委員の任期については、第4条第3項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

(平成26年度において委嘱する委員の任期の特例)

- 3 平成26年度において委嘱する委員の任期については、第4条第3項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

(施行期日)

- 4 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(平成29年度において委嘱する委員の任期の特例)

- 5 平成29年度において委嘱する委員の任期については、第4条第3項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。

(令和2年度において委嘱する委員の任期の特例)

- 6 令和2年度において委嘱する委員の任期については、第4条第3項の規定にかかわらず、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(施行期日)

- 7 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

(令和5年度において委嘱する委員の任期の特例)

- 8 令和5年度において委嘱する委員の任期については、第4条第3項の規定にかかわらず、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。